

令和 2 年 4 月 9 日現在

機関番号：14301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2018～2019

課題番号：18H05648・19K20852

研究課題名（和文）行政組織上の契約及び委託契約の構造化 日独比較法研究を中心として

研究課題名（英文）Structuring of outsourcing agreement which government sign

研究代表者

鈴木 崇弘（Suzuki, Takahiro）

京都大学・法学研究科・特定助教

研究者番号：30825683

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、委託契約について、委託契約はどのような要素を備えなければならないか、及び委託契約が行政組織の構造にどのような影響を与えるか、という観点から検討を行った。この研究の結果、（1）委託契約は、業務内容に即した委託者・受託者の権利・義務、責任分配、委託料、解除権を備えなければならないこと、（2）委託契約が、法律によって課された任務（履行義務）を行政に残しつつ、任務の遂行を（行政の外部に位置する）私人又は他の行政主体に（再）配分する機能を有することを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、日本でも頻繁に用いられているにもかかわらずあまり研究が行われていない委託契約に焦点を当てた。これによって、委託の際には行政主体自身に任務を履行する義務は残されていることから、行政は当該義務を履行したと言えるために受託者をどのように制御しなければならないかということについての研究を推進できた。又、この研究を推進し、どのようなときに行政が委託の際に受託者の制御を失敗しているかを一定程度明らかにした結果、行政・受託者以外の第三者（エンドユーザー）が委託契約の失敗を訴訟等で指摘しやすくなる土壌を醸成した。

研究成果の概要（英文）：In this research, we examined outsourcing agreement, which government sign, from the viewpoints of what elements that agreement should have and how that agreement would affect the structure of administrative organizations. As a result of this research, (a) that agreement must have the rights and obligations of the consignor / trustee, distribution of responsibilities, commission fee, and cancellation right in consideration of the nature of administrative duties; (b) that agreement has the function of (re-) distributing the performance of duties to private individuals or other administrative organizations, while leaving the duties (performance obligations) imposed by the law.

研究分野：行政契約

キーワード：行政契約 行政法 委託契約 公私協働契約

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

2000 年頃から空港・水道・下水道などの領域においては、大小様々な規模で公共施設の建設・管理・運営などを民間に委託、あるいは委譲するという公私協働が計画・現実化している。この現象に対応するように同時期から日本行政法学においても公私協働に関する研究が始まった。

ただし、これらの研究の多くは、公私協働をするに当たっての手続の在り方(例えば、岡村周一・人見剛編著『世界の公私協働 制度と理論』(日本評論社、2012 年)所収の各論文)、公私協働をするに当たり、行政主体は委託・委譲される事業に対してどのような責任を依然として有するのか、当該責任をどのようにして法学に取り込むのか(例えば、板垣勝彦『保証行政の法理論』(弘文堂、2013 年))という問題を検討している。

しかし、これらの研究では、憲法・法律上、受託者(私人)生じる義務及び生じた義務を行政はどのように履行させるか、という重要な問題が検討されていない。さらには公私協働の結果、損害を被り得るエンドユーザーの権利救済の在り方についても、国家賠償に関する検討は若干あるものの(参照、山本隆司「日本における公私協働」藤田宙靖博士東北大学退職記念『行政法の思考様式』(青林書院、2008 年)171-232 頁)、エンドユーザーが行政主体にどのように働きかけるかについては検討が行われていない。以上に挙げた問題を早急に解決しないことには、無秩序な公私協働が進展し、結果としてエンドユーザーが損害を被ることになる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、公私協働における行政主体と受託者(私人)の間で締結される契約の内容統制の在り方を、行政主体、私人(受託者)、私人(エンドユーザー)の三面関係を視座におさめつつ明らかにすることである

3. 研究の方法

本研究では、委託が頻繁に用いられる廃棄物処理事業、下水道事業などの事業での契約に関して実務面・理論面で一日の長があるドイツ行政法を批判的に検討し、その上で日本法に馴染むように継受しながら、次の3点について明らかにする。

第1に、エンドユーザーの損害をどのように救済するか、またそもそも損害を生じさせないためにどのような制度設計をする必要があるか、ということ明らかにする。前者については、ドイツにおける行政私法論を参照しつつ、エンドユーザーがどのような形式で行政主体に権利・利益を主張し、行政主体による委託の監視の強化、深刻な事態における委託の撤回を義務付けるなどをどのように実現していくか、ということ明らかにする。後者については、日独における廃棄物処理事業や下水道事業における委託契約の雛形などを比較検討し、行政主体がエンドユーザーとの関係で負う義務を実現するために、委託契約が備えるべき条項について明らかにする。

第2に、委託契約の「行政組織上の契約」としての側面、すなわち、行政に課された任務の再分配をどのようにコントロールするか、について明らかにする。そもそも従前、単純な事実行為の委託のみを念頭において、委託契約による任務の再分配の在り方が検討されていた。しかし、委託に含まれる PFI などの大規模かつ複雑な契約による任務の再分配の在り方についても検討する必要がある。この問題については日独共に理論化が進んでおらず、また参照すべき裁判例もほとんど存在しない。そこで委託契約の実例・モデルを収集・分析し、まずは任務の再分配において何が問題となるのかを明らかにする。その上で当該問題を解決するための法的仕組みをどのように制度設計していくべきか、ということについての指針を提示する。

第3に、各行政契約に妥当する規範に共通する原理は存在するか、ということについて明らかにする。委託行政契約は契約の束であり、その中には「行政組織上の契約」以外の契約も多数含まれていることから、各々に妥当する原理が何かをまずは明らかにする必要がある。また各行政契約を一つの纏まりとしてみた場合に、各行政契約を貫く原理が存在するかについても明らかに

する必要がある。これらの明らかにすべき問題についても第2の点と同様、日独共に理論化が進んでおらず、また参照すべき裁判例もほとんど存在しない。このため、行政契約の実例を収集・分析することによって、まずは各種契約に妥当する法規範を抽出し、それらの抽出した法規範の共通点を見つけ出し、「行政契約」に必ず妥当する法規範及び各種領域において妥当する法規範を明らかにする。

4. 研究成果

(1) 鈴木崇弘「公害防止協定の研究」法学論叢 185 巻 2 号 (2019 年) 88 頁

本稿では、行政契約論一般で問題となる私人の権利救済という問題について、公害防止協定を素材として行政私法の観点から検討を行った。

この検討の中で、公害防止協定(行政契約)の法的性質を分析するに当たっては、一方当事者である行政主体に一方的な規制権限が存在するか否かが重要なメルクマールになりつつあること(このメルクマールは、行政契約の類型論にとってもメルクマールたりえる)、(2)契約の他方当事者である私人の権利救済にとって重要なのは平等原則・比例原則であること、(3)とはいえ比例原則が公害防止協定に適用されるか否かは依然として意見が分かれており、また比例原則が適用されるとしてもその根拠も種々有ること(その中でも契約の一方当事者が行政主体であるということを根拠にする学説が一定程度見て取れる)ことを明らかにした。これらから、まずは二面関係での行政契約における私人の救済に関する一定の手掛かりを得ることが出来た。そして、この方向性のもと、委託行政契約においてもエンドユーザーの救済に当たっては比例原則及び平等原則が行政法上の一般原則であることから右諸原則が重要になり得るという手掛かりを得た。

(2) 鈴木崇弘「ドイツ家庭系廃棄物の収集及び運搬における委託契約の分析(1)(2)(3・完)」法学論叢(掲載予定)

本稿では、行政主体が私人に行政上の任務を委託する際に行政主体(委託者)と私人(受託者)の間で締結される契約、すなわち委託契約(行政契約、公私協働契約)をどのように法的に統制するかという法的問題を分析した。

この検討の中で、いわゆる家庭ごみの収集及び運搬委託契約の内容としては、業務内容に即した委託者・受託者の権利・義務、責任分配、委託料、解除が大枠であることを明らかにした。とりわけ契約内容の核となるのは、受託者の適切な義務と受託者の債務不履行時の委託者の権利である。受託者の義務のなかでも不可欠の要素として、法令及び計画に則った収集及び運搬、物的・人的設備の保有、債務不履行時における適切な猶予期間内の履行、受託者による費用面に関する情報提供、復委託の禁止()、危険廃棄物の届出が、受託者の義務を適切にする受託者の権利として、収集及び運搬計画に対する共同発言権、委託料変更に関する申請権、委託者による条令変更に伴う契約の再交渉権が挙げられる。受託者が債務を履行しない場合に必要となる委託者の権利として、指揮・監督権、代執行権、解除権が挙げられる(さらに受託者が債務を履行せず、委託者に収集及び運搬をする能力がなく、受託者以外の事業者が存在しないときには、委託者には受託者が保有する全車両を購入する権利が必要となる)。

又、委託契約が、法律によって課された任務(履行義務)を行政に残しつつ、任務の遂行を(行政の外部に位置する)私人又は他の行政主体に(再)配分する機能を有することを明らかにした。ここから、委託を用いて行政組織が擬似的に拡大し(垂直的・水平的関係の生成)、又は任務の遂行(さらには任務それ自体)の再配分が行われるという現象を、組織法の観点から分析することは有益であるという示唆を得た。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 鈴木崇弘	4. 巻 185巻2号
2. 論文標題 公害防止協定の研究	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 88 - 108
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 鈴木崇弘	4. 巻 187巻1号
2. 論文標題 ドイツ家庭系廃棄物の収集及び運搬における委託契約の分析（1）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 鈴木崇弘	4. 巻 187巻5号
2. 論文標題 ドイツ家庭系廃棄物の収集及び運搬における委託契約の分析（2）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 鈴木崇弘	4. 巻 188巻
2. 論文標題 ドイツ家庭系廃棄物の収集及び運搬における委託契約の分析（3・完）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----